

令和4年（2022年）  
第4回定例会

# 議案概要

東京都町田市

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い整備する議案について（第102号議案～第106号議案）

【個人情報の保護に関する法律の改正について】

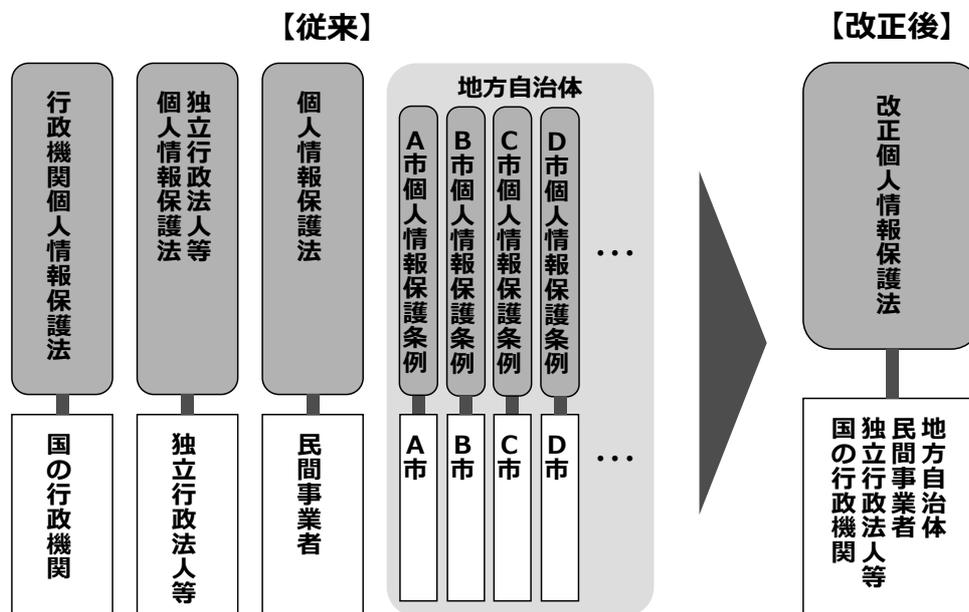
個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が2021年5月に改正されました。

従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者は個別の法律、地方自治体は独自の条例により、それぞれ異なる個人情報の運用ルールを定めていました。この改正は、個人情報保護法にルールを統合し、一律に定めることで、これらの不均衡・不整合を是正し、「個人情報の保護」と「データ流通」の両立を図ろうとするものです。（下図参照）

これにより、今後すべての地方自治体は、個人情報保護法に沿って個人情報を運用することとなり、法の規定を超えた独自のルールを定めることはできなくなります。

なお、国の行政機関及び独立行政法人等は2022年4月1日から、地方公共団体は2023年4月1日から法が適用されます。

個人情報保護制度の法体系イメージ



【議案の概要】

個人情報保護法の改正に伴い、次の5本の条例により、法の運用に必要な事項を定めるとともに、個人情報保護制度と関係する規定を整備します。

これらの条例は、2023年4月1日から施行します。

○ 第102号議案 町田市個人情報保護法施行条例

個人情報保護法の運用に必要な事項を定めるとともに、現行の個人情報に関する条例を廃止します。

(1) 個人情報の開示請求等に係る手数料

個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、開示の実施にあたりその写しを交付する際は、実費相当額を手数料として徴収することを定めます。

(A4用紙1枚あたり 白黒10円、カラー20円など)

(2) 個人情報の開示等の処理期限

個人情報の開示請求等の処理期限について、法が原則として定めている「請求があった日から30日以内」を「請求があった日から14日以内」とするなど、現行と同様の期限となるよう定めます。

(3) 個人情報の取扱いに係る審議会への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため、本条例の改正に関する事など、個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問できるよう定めます。

(4) 「町田市個人情報保護条例」及び「町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例」を廃止します。

○ 第103号議案 町田市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

「町田市個人情報保護条例」の廃止に伴い、同条例を引用し、個人情報の保護について規定している部分を削除するため、関連する条例25本を一括して改正します。

○ 第104号議案 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

個人情報保護法の規定により、個人情報に関し審議会に諮問できる事項が限定されたため、審議会の所掌事務及び委員構成を改めます。

(1) 所掌事務

現行は、市が業務上で個人情報の収集、利用、外部提供等をする場合、個別の案件ごとに審議会の諮問・答申を経ています。改正後はこのような個別の諮問は認められないため、所掌事務から削ります。

(2) 委員構成

所掌事務の変更に伴い、次のとおり委員構成を改めます。

改正前	改正後
学識経験者 5 人 市民委員 10 人 (公募 2 人、団体選出 8 人)	学識経験者 5 人 市民委員 4 人 (公募)

○ 第105号議案 町田市情報公開条例の一部を改正する条例

個人情報保護法における個人情報の開示の規定に合わせ、公文書の公開請求に係る規定を改正します。

(1) 公文書を非公開とする要件を改めるとともに、大量の公文書の公開を請求された場合の処理期限の特例等の手続きを定めます。

(2) 公文書の公開の実施にあたりその写しを交付する際は、個人情報の開示と同様に、実費相当額を手数料として徴収します。

(A4用紙1枚あたり 白黒10円、カラー20円など)

○ 第106号議案 町田市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例

外部の有識者による附属機関等の会議について、審議の中で個人情報を扱うなど、内容が公文書の非公開要件に該当する場合は非公開にできるよう、必要な改正をします。

問合せ先

総務部 市政情報課長 神谷

電話

724-8407

議案概要

議案名	第107号議案 町田市行政不服審査会条例 第108号議案 町田市情報公開・個人情報保護審査会条例											
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  市の行政処分に対する不服申立ての審査をより迅速に進めるため、新たに「町田市情報公開・個人情報保護審査会」を設置することに伴い、「町田市行政不服審査会条例」の全部を改正し、「町田市情報公開・個人情報保護審査会条例」を制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 現行の「町田市行政不服審査会」が行っている審査のうち、公文書の公開等の処分に係る審査を「町田市情報公開・個人情報保護審査会」に移管し、それぞれの審査会の役割、委員構成を次のとおり定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">町田市行政不服審査会</th> <th style="width: 45%;">町田市情報公開・個人情報保護審査会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">役割</td> <td>右記以外の行政処分に対する不服申立ての審査</td> <td>公文書の公開及び個人情報の開示処分に対する不服申立ての審査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員構成</td> <td>法令又は行政に関して優れた識見を有する者 3人</td> <td>情報公開制度、個人情報保護制度及び地方自治に関して優れた識見を有する者 5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 2023年4月1日から施行します。</p>					町田市行政不服審査会	町田市情報公開・個人情報保護審査会	役割	右記以外の行政処分に対する不服申立ての審査	公文書の公開及び個人情報の開示処分に対する不服申立ての審査	委員構成	法令又は行政に関して優れた識見を有する者 3人	情報公開制度、個人情報保護制度及び地方自治に関して優れた識見を有する者 5人
	町田市行政不服審査会	町田市情報公開・個人情報保護審査会										
役割	右記以外の行政処分に対する不服申立ての審査	公文書の公開及び個人情報の開示処分に対する不服申立ての審査										
委員構成	法令又は行政に関して優れた識見を有する者 3人	情報公開制度、個人情報保護制度及び地方自治に関して優れた識見を有する者 5人										
問合せ先	総務部 法制課長 高橋 総務部 市政情報課長 神谷	電話	724-2506 724-8407									

議案概要

議案名	第109号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例																														
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田市情報公開・個人情報保護審査会の設置並びに町田市情報公開・個人情報保護運営審議会、町田市行政不服審査会及び町田市介護保険苦情相談調整会議の委員の報酬額を改定することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 町田市情報公開・個人情報保護審査会の委員の報酬額（日額）に関する規定を加えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長 25,500 円</li> <li>・学識経験者 21,700 円</li> </ul> <p>○ 以下の附属機関について委員の報酬額（日額）を改めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 15%;">委員の職名</th> <th style="width: 20%;">改定前</th> <th style="width: 30%;">改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町田市情報公開・個人情報保護運営審議会</td> <td>会長</td> <td>25,000 円</td> <td>25,500 円</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>21,000 円</td> <td>21,700 円</td> </tr> <tr> <td>その他委員</td> <td>11,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町田市行政不服審査会</td> <td>会長</td> <td>25,000 円</td> <td>25,500 円</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>21,000 円</td> <td>21,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町田市介護保険苦情相談調整会議</td> <td>会長</td> <td>25,000 円</td> <td>25,500 円</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>21,000 円</td> <td>21,700 円</td> </tr> </tbody> </table>				附属機関の名称	委員の職名	改定前	改定後	町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	会長	25,000 円	25,500 円	学識経験者	21,000 円	21,700 円	その他委員	11,000 円	10,000 円	町田市行政不服審査会	会長	25,000 円	25,500 円	学識経験者	21,000 円	21,700 円	町田市介護保険苦情相談調整会議	会長	25,000 円	25,500 円	学識経験者	21,000 円	21,700 円
附属機関の名称	委員の職名	改定前	改定後																												
町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	会長	25,000 円	25,500 円																												
	学識経験者	21,000 円	21,700 円																												
	その他委員	11,000 円	10,000 円																												
町田市行政不服審査会	会長	25,000 円	25,500 円																												
	学識経験者	21,000 円	21,700 円																												
町田市介護保険苦情相談調整会議	会長	25,000 円	25,500 円																												
	学識経験者	21,000 円	21,700 円																												
○ 2023 年 4 月 1 日から施行します。																															
<p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（2023 年 4 月 1 日から施行）</li> <li>○ 町田市介護保険条例</li> <li>○ 町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例</li> <li>○ 町田市行政不服審査会条例</li> </ul>																															
問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2199																												

議案概要

議案名	第 1 1 0 号議案 町田市手数料条例等の一部を改正する条例
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

マンション管理計画認定制度に係る申請手数料の追加及びマイナンバーカードを利用した自動交付機による証明書交付手数料の減額特例措置の延長等を行うため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

(1) マンション管理計画認定制度に係る申請手数料

○ 2023年1月から、マンション管理計画認定制度<sup>\*</sup>を開始することに伴い、その申請等に係る手数料を次のとおり定めます。(2023年1月1日施行)

- ・ 認定及び認定の更新に係る申請手数料  
長期修繕計画1件につき4,100円(2件目以降1件当たり1,800円加算)
- ・ 変更認定にかかる申請手数料  
例：長期修繕計画の変更 1件9,800円(2件目以降1件当たり5,200円加算)

<sup>\*</sup> マンション管理計画認定制度とは、一定の基準を満たす管理計画を持つマンションを市が認定する制度です。この制度により、マンションの適正な管理を推進し、また、マンションの市場評価の向上や融資時の金利優遇等のメリットを受けられます。

(2) 住民票の写し等に係る交付手数料

○ マイナンバーカードの取得及びコンビニエンスストアでの自動交付機の利用を促進するため、住民票の写しなど、自動交付機による交付手数料の減額特例措置を2年間延長し、2025年3月31日までとします。(2023年1月1日施行)

例：住民票の写し 自動交付機による交付手数料200円→特例措置150円

○ 2023年2月27日から、新たに住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写しを、自動交付機で交付できるようにします。その手数料を設定するとともに、2025年3月31日まで50円減額する特例措置を設けます。(2023年2月27日施行)

手数料区分	窓口手数料	自動交付機により交付する手数料	
		特例措置あり	特例措置なし
住民票記載事項証明手数料、戸籍の附票の写しの交付手数料	300円	150円	200円

(3) 町田市情報公開・個人情報保護審査会に係る交付手数料

○ 公文書の公開等に対する不服申立てをした人が、町田市情報公開・個人情報保護審査会に対し、審理に係る書面等の写しの交付を求める際の手数を定めます。(2023年4月1日施行)

(A4用紙1枚あたり 白黒10円、カラー20円など)

【関係法令】

- マンションの管理の適正化の推進に関する法律
- 住民基本台帳法

問合せ先	都市づくり部 住宅課長 村田	電話	724-4269
	市民部 市民課長 白川		724-4225
	財務部 市民税課長 佐藤		724-3067
	総務部 市政情報課長 神谷		724-8407

議案概要

議案名	第 1 1 1 号議案 町田都市計画忠生土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田都市計画忠生土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止します。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 土地区画整理法第 53 条第 1 項</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、町田市が「町田都市計画忠生土地区画整理事業」を行うに当たり、換地の基準や清算金等の必要な事項を定めることを目的として、1964 年に制定しました。</li><li>○ 町田市は、1965 年に事業認可を取得し、整備完了に伴い 2012 年に換地処分を行いました。</li><li>○ 2022 年 10 月に清算金に関する手続がすべて終了し、当該土地区画整理事業が完了しました。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4214

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 1 1 2 号議案 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約）</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          市民・事業者がごみを排出する際に使用する指定収集袋を調達するため、物品供給単価契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の各種指定収集袋を購入するものです。              燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、容器包装プラスチック専用袋、ボランティア袋、おむつ専用袋、事業ごみ専用袋</li> <li>○ 二酸化炭素排出量の削減を目指し、ボランティア袋にバイオマス原料を導入します。</li> <li>○ 本件は、2022 年度調達分までは製造業務委託としていましたが、多くの事業者が入札参加できるよう仕様書等を見直し、2023 年度調達分からは物品供給単価契約とします。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）</li> <li>○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 町田市一般廃棄物指定収集袋購入（単価契約）</li> <li>○ 契約方法 一般競争入札</li> <li>○ 契約金額 273,185,550 円（推定総額）</li> <li>○ 契約相手方 東京都豊島区東池袋三丁目 13 番 2 号イムールコジマ 4 階              株式会社 K S オークラ 東京本店              取締役営業部長 篠原 光博</li> <li>○ 履行期限 契約確定の日から 2024 年 3 月 31 日まで</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>（契約内容）財務部 契約課長 坂上              （事業内容）環境資源部 環境政策課長 塩澤</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523              785-5479</p>

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 1 1 3 号議案 緑ヶ丘グラウンドの指定管理者の指定について</b>		
<b>【議案提出の目的】</b> 緑ヶ丘グラウンドを管理する指定管理者を指定するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) スポーツ緑ヶ丘共同事業体 (代表団体) 株式会社ギオン 代表取締役 祇園 義久 神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目 5 番 1 号 (その他の構成団体) 一般社団法人 町田スポーツ文化ネットワーク			
○ 施設概要			
名 称	緑ヶ丘グラウンド		
所 在 地	町田市本町田2380番地6		
開 設 年 月	2018年11月		
施 設 面 積	6,936.22㎡ (グラウンド面積 3,500㎡)		
延 床 面 積	69.56㎡		
建 物 構 造	軽量鉄骨造、平屋		
グラウンド概要	50m×70m (各辺に最低5mの余白あり)、ダスト舗装、散水設備、少年サッカー、少年野球 (バッティング練習制限有) 等の利用可		
建 物 概 要	無料駐車場20台、倉庫、男子トイレ・女子トイレ・みんなのトイレ、足洗い場		
○ 指定管理者が行う主な業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑ヶ丘グラウンドの運営に関すること。</li> <li>・緑ヶ丘グラウンドの利用の承認等に関すること。</li> <li>・緑ヶ丘グラウンドの維持及び管理に関すること。</li> </ul>			
○ 指定管理期間			
2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間			
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市体育施設条例第6条第3項 (指定管理者の指定等)			
<b>問合せ先</b>	<b>文化スポーツ振興部</b>	<b>スポーツ振興課長</b>	<b>高梨</b>
		<b>電話</b>	<b>724-4036</b>